スマートフォン向け障害者手帳アプリ <u>「</u>ミライロID」について

2022(令和4)年2月25日より、療育手帳の代替手段として、スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示による、特定割引運賃でのご利用が可能になります。

- ■「ミライロID」でのご利用の対象となる障害者手帳
 - ●身体障害者手帳
 - ●精神障害者保健福祉手帳
 - ●療育手帳
 - ※どの障害者手帳も、「マイナポータルと連携済である こと」が、必須条件です。
- ■その他のご利用条件

スマートフォン等の故障や電池切れ、その他不測の事態に備え、ご利用の際は必ず「障害者手帳の原本」を携帯ください。



■ミライロ ID の詳細は、 こちらをご覧ください。

https://mirairo-id.jp/